

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月23日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合規則第2号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条の2（見出しを含む。）中「第2条第2号ア(ウ)」を「第2条第2号ア(イ)」に改める。

第1条の3（見出しを含む。）中「第2条の2第3号イ」を「第2条の3第3号イ」に改める。

第2条中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改める。

第11条の2（見出しを含む。）中「15条第2号イ」を「15条第2号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。